

令和6年度

薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施法人

公募要領

令和6年4月

厚生労働省

## 1. 総則

薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱(令和6年4月1日付医薬発 0401 第 28 号)に基づく事業を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

## 2. 提出書類等

### (1) 提出書類、部数及び提出方法

事業応募書(別紙様式)を作成し、書面により、以下のア～カを各1部、厚生労働省医薬局総務課へ提出してください(郵送)。

また、ア～カの電子媒体を厚生労働省医薬局総務課へ提出してください(メール)。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～カのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施計画書(案)

ウ 令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業積算内訳書(案)

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、事業実施者名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

カ 法人の場合、法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料

キ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書(写)

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業)

・次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)

### (2) 提出期限

令和6年4月23日(火)正午 必着

## 3. 交付予定額

以下の金額を目安に、令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調

査検討事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された金額を交付します。

18,346千円

#### 4. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬局総務課において、応募要件（実施要綱の第2を参照。）に該当する旨を確認した後、当省に設置する令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、1事業実施者を採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

##### (1) 審査手順

###### ア 書類審査

審査委員会により、下記(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します（提出書類については、上記2.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。）。

###### イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、応募者に対してヒアリング審査を実施します。

###### ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

##### (2) 審査項目

以下の①～④の事項において、総合的に優れている事業を採択します。

###### ① 事業を実施するための体制について（業務遂行体制の妥当性）

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。
- ・ 事務処理能力（経験）を有する者が配置されているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 実施する業務に関連した調査等業務をこれまでに受託した経験があるか。
- ・ 有識者等により構成される調査検討会を設置し、有用な会議体にするための能力を有しているか。
- ・ 事業スケジュールが具体的に示されており、無理のない計画と

なっているか。

- ・ 事業の調査・検討結果を公表する方法を明確にしているか。
- ・ 借り入れ等の状況、決算及び予算の実施状況に問題がないか。

② 医療及び薬学教育に対する知見について（薬剤師の機能強化・専門性向上に関する知見の妥当性）

- ・ 薬剤師臨床研修の研修受入体制の整備等の仕組みを提案するための知見を有しているか。
- ・ 指導体制・指導薬剤師の育成に必要なカリキュラム等の検討を行い提案するための知見を有しているか。
- ・ 薬剤師臨床研修の効果検証の検討を行うための知見を有しているか。

③ 薬剤師臨床研修の効果的な実施体制の整備等について

- ・ 令和4年度及び5年度の「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」で策定された「薬剤師臨床研修ガイドライン」を基とした調査検討を行うこととしているか。
- ・ 臨床研修受入施設の費用や人的負担の調査を行い、研修の運営における課題の整理や体制整備に向けた具体的な方策を検討することとしているか。
- ・ 研修の指導体制、指導薬剤師の育成に向けた具体的な方策を提案することとしているか。
- ・ 海外の薬学教育制度や臨床研修制度について、内容やプログラム等を詳細に調査、日本の制度との違いを分析することとしているか。
- ・ 臨床研修モデル事業の分析評価、研修修了者の活動内容や薬剤師レジデント制度修了者の活動状況等を調査することとしているか。

④ 法人自体について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の認定を受けているか。

（3）審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した者に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

## 5. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱及び実施要綱を参照してください。
- (2) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。
- (3) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (4) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

## 6. 応募・審査スケジュール

4月23日（火）正午 各事業実施者からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、令和6年4月16日（火）までに厚生労働省医薬局総務課宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

4月下旬 国において審査

5月上旬 国から基準額通知の発出（内示）

6月中旬 交付申請書の締め切り

7月上旬 交付決定

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

## 7. 提出先・照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬局総務課

遠阪（内線 4212）ensaka-satoko.rs7@mhlw.go.jp

井上（内線 4266）inoue-takahiroxx.qb4@mhlw.go.jp

※問合せ時間は、平日の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とします。